

## (22) 旧生野鉱山職員宿舎（甲社宅）

改正前			改正後		
利用区分	使用料	摘要	利用区分	使用料	摘要
時間貸し	1時間当たり200円	1棟当たり	時間貸し	1時間当たり300円	1棟当たり
宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり	宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり
備考			備考		
1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。			1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。		
2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。			2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。		
3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。			3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。		

お問い合わせ先：生野支所 079-679-2240